

統計ニーズの把握方法に関するこれまでの議論

○統計行政の新中・長期構想（平成 7 年 3 月 10 日統計審議会答申）（抄）

第 4 章 調査結果の利用の拡大

4 ユーザーの利便の向上

(2) ユーザーの声の反映と理解の向上

ア 統計データのユーザー

様々な行政情報のうち、統計データは、数値情報としての客観性、時間的・地理的な比較可能性、加工・分析等の操作可能性、科学的手法によって得られた信頼性等から、統計作成部局が行政目的のために利用するのみならず、他省庁、地方公共団体、民間企業、大学・研究機関から諸外国や国際機関、一般の国民に至るまで、最も幅広く利用されている情報である。

このうち、国や地方公共団体では、統計データを用いて所管の行政分野や地域における社会経済活動の実態を把握し、将来推計・予測を行い、経済計画、開発・振興計画等の行政計画に反映させるとともに、個別の行政運営においてもその判断基準として利用を法令に規定するなど、統計データに行政遂行全般の基本的情報としての役割を与えている。また、民間企業や業界団体では、行政機関が提供する統計データによって、我が国経済の動向、雇用関係の動向、業界の生産動向・経営活動等を把握して、経営上の指針として利用している。

イ ユーザーの声の反映

統計データのユーザーからは、様々な機会に、統計の所在の検索が困難である、公表時期が遅い、調査項目や定義に統一性・継続性がない、情報提供サービスを充実してほしい等統計利用に係る要望が出されている。

各統計作成部局は、主要な統計調査の実施に当たって、調査項目や集計事項、地域別表章、公表時期等について、行政機関のユーザーや学識経験者等から意見を聴取しており、また一部では、結果報告書にアンケートを添付するなどしてユーザーの意見・要望を把握しているが、必ずしも広い範囲のユーザーをカバーしているとは言い難い。

これに対して、米国では、統計作成部局が定期的にユーザー会議を開催し、統計専門家のみならず、行政機関や民間企業のユーザーの参加を得て、調査の改善と結果の利用可能性について、幅広く意見交換を行っている。

我が国においても、このようなユーザーとの対話を積極的に試みることにより、一方では統計調査にユーザーの声を反映しつつ、他方では統計利用に関するユーザーの知識と理解を深めていくことが必要である。

○統計行政の新たな展開方向（平成 15 年 6 月 27 日各府省統計主管部局長等会議 申合せ）（抄）

第 4 調査結果の利用の拡大

3 統計データの利用促進のための基盤整備

（１）統計利用者の意見・要望の反映及びニーズに即した統計調査結果の早期公表

＜背景・現状＞

統計データの利用を促進するためには、統計利用者の意見等に耳を傾けることが重要である。その方法として、指定統計調査については、統計に関する学識経験者で構成される統計審議会での審議を通じて当該統計に関する意見・要望が調査計画に反映される仕組みとなっている。このほか、一般に国が実施する統計調査については、例えば、調査結果の提供をインターネットを通じて行っている場合には、ホームページにおいて統計利用者からの意見・要望に応じており、それを次回の調査の企画に反映させる仕組みをとっているものがある。

平成 13 年度に実施した統計調査（指定統計、承認統計及び届出統計）及び同年度に作成した加工統計 312 本について、統計利用者との意見交換の実施状況をみると、統計利用者との意見交換を実施しているものは 108 本（34.6%）、国民から意見・要望を聞いたものは 4 本（1.3%）となっている。

なお、都道府県の統計主管課を経由して実施している統計調査について取りまとめた平成 13 年の統計業務報告（総務省統計局統計基準部実施）によると、統計調査についての国民等（統計利用者、報告者を含む。）の統計調査に係る意見・要望及び苦情は、第 5 表のとおり、約 3,000 件に達している。

第 5 表 統計相談件数の推移

（単位：件）

	統計利用	意見・要望	苦情	その他	計	閲覧・貸出
平成 10 年度	38,262	745	3,179	3,499	45,685	72,012
11 年度	49,846	685	2,732	5,932	58,655	102,005
12 年度	45,901	983	4,349	6,468	57,701	98,026
13 年度	42,618	620	2,526	4,108	49,872	95,885

（注）都道府県統計主管課の統計相談窓口で把握しているものを全国集計したもの。

また、統計調査結果の早期公表は、統計データの利用促進につながるものでもあり、統計利用者も早期公表を望んでいる。公表状況をみると、公表実績のある 57 本の指定統計調査のうち 42 本（73.7%）は公表早期化目標（第 1 報の公表は、月次調査は 60 日以内、年次・周期調査は 1 年以内）を達成している（平成 15 年 3 月現在）。また、平成 13 年度に

実施した公表実績のある承認統計調査及び届出統計調査 211 本の公表時期をみると、このうち 177 本（83.9%）は上記目標に沿った公表が行われている。

<基本方向>

- ① 統計利用者の意見・要望を反映させるため、統計利用者とのコミュニケーションに努める。
- ② 統計利用者とのコミュニケーションを通じて把握したニーズに即して、指定統計調査、承認統計調査及び届出統計調査の調査結果の公表早期化に努める。

<具体的方策>

- ① 関係府省は、平成 15 年度以降、統計利用者（報告者を含む。）との意見交換について、次の統計調査を除き、随時導入する。
ア 使用目的が特定の行政目的に限定されているなど統計利用者との意見交換等にならない統計調査
イ 既に何らかの形で統計利用者など関係機関（者）から意見を聴取している統計調査
- ② 各府省は、統計調査結果の利活用の状況について、新規に実施した統計調査の政策ニーズへの対応の状況も含め、政策評価制度を活用するなど自らその評価を行う。
- ③ 関係府省は、統計調査結果の公表について、指定統計調査については既に設定されている公表目標時期に従いその達成に努め、承認統計調査及び届出統計調査についても指定統計調査結果の公表目標時期に準じてその達成に努める。総務省（統計基準部）はこれらの状況を取りまとめ、毎年公表する。

また、総務省（統計基準部）は、平成 15 年度中に、官報又は印刷物により行うこととされている法令上の公表方法について、インターネットを通じた公表も検討する。なお、調査結果の公表方法については、広く一般に利用できるようにするという観点から検討を行う必要がある。

○統計の利用拡大に向けて—景気関連統計を中心として— (2004 年 11 月 16 日 (社) 日本経済団体連合会) (抄)

3. 景気関連統計の利用拡大に向けた提言

(3)表示・加工方法の改善

①利用者との意見交換の拡充

利用者の意見・要望を把握するには利用者との意見交換が不可欠である。しかしながら、全国の都道府県統計相談窓口で把握されているものに限っても、統計調査に係る意見・要望及び苦情は 2001 年度で 3,146 件に達しているにもかかわらず、同年度に実施された統計調査及び作成された加工統計の内、利用者との意見交換を行っているものは 34.6%、国民から意見・要望を聞いたものは僅かに 1.3%にとどまっている。

政府では、「統計行政の新たな展開方向」において、2003 年度以降、各府省が利用者(報告者を含む)との意見交換の機会を随時持つとしているが、具体的な実施方法は明らかでない。既に、主要な統計調査については、統計審議会での審議、学識経験者からの意見聴取などが行われているが、意見交換がこのレベルのものにとどまるのであれば、広汎な利用者の意見・要望の把握とは言い難い。一部の統計報告書にはアンケート用紙が添付され、ホームページにおいて意見・要望を受け付けている府省もあるが、双方向性を欠いており、意見交換となっていない。また、府省、統計調査毎の意見交換では、複数の府省、統計 18 調査にまたがる意見・要望は提出しづらく、仮に提出したとしても、関係府省・部局の間でこれが共有されるかという問題がある。さらに、意見交換で利用者が提出した意見・要望がどのように統計調査に反映されるのか、明らかでない。

利用者との意見交換を真に有効なものとするには、参加できる利用者の範囲をできるだけ広げ、必要に応じ、複数の府省・部局も参加する「ユーザー会議」を定期的を開催する必要がある。また、「ユーザー会議」で出された意見・要望については可能な限り統計調査などに反映すべきであり、少なくとも「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き」(1999 年 3 月：閣議決定、2001 年 12 月：一部改正)にならって、意見・要望に対する関係府省の考え方を取りまとめ、提出された意見・要望と併せて公表することが求められる。